

新 行 財 政 改 革 計 画

- 21世紀の地方分権の時代にふさわしい
行財政運営をめざして -

平成13年3月

大 阪 市

はじめに

大阪市では、平成8年3月に、「総合計画21推進のための中期指針」を着実に実現し、21世紀を見据えたまちづくりを推進するため、「大阪市行財政改革基本指針」を策定し、これに基づき、以後5年間にわたって、市民の皆様方の御理解と御協力を得ながら、行財政改革に取り組んでまいりました。

21世紀を迎えた今、本格的な少子・高齢社会の到来、高度情報化の急速な進展、国・地方を通じた財政の著しい悪化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。また、昨年4月の地方分権一括法の施行により機関委任事務制度の廃止などの制度改革が行われ、本格的な地方分権の時代がスタートするとともに、今年1月からは国の体制も1府12省庁へと移行し、21世紀の日本の新しい行政体制が始動しました。

このような大きな変革の時代の中で、大阪市が、ひとが輝く「生活魅力都市」、まちが華やぐ「国際集客都市」をめざして、今後のまちづくり施策を示した「総合計画21推進のための新指針」を着実に推進するとともに、中長期をも展望し、市民本位の質の高い行政サービスを迅速かつ的確に提供していくためには、これまでの発想にとらわれることなく新たな視点に立って行財政運営全般を見つめ直し、改革していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、平成13年度から平成17年度までの5年間の計画期間として「新行財政改革計画」を策定しました。今後この計画に基づき、活力と魅力あふれる「21世紀の分権先進都市大阪」づくりの基盤の確立に向けて、新たな行財政改革に積極的に取り組んでまいります。

目 次

第1 基本的な考え方

1	これまでの行財政改革の取組経過	1
2	行政を取り巻く環境の変化	1
(1)	地方分権の進展	1
(2)	社会の成熟化の進行等	2
(3)	高度情報化の進展	3
(4)	厳しい経済環境と財政の悪化	3
3	基本方針及び基本的視点	4

第2 具体的な方策

市民と協働して自立的・総合的に都市施策を企画・実施する

分権型行政運営システムの構築

1	市政への市民の参画と市民との協働の推進	6
2	行政運営システムの改革	11
3	大都市制度・大都市税財政制度の確立	20
4	「分権推進プログラム」の策定	21

中長期を見据え、積極的なまちづくりの推進を支える安定した

財政及び機能的・効率的な行政運営の確立

1	事務事業の再構築	22
2	組織機構の再編整備	24
3	健全な財政運営	27
4	外郭団体の活用と見直し	32
5	定員及び給与のあり方	35

第3 推進にあたって

(参考)

	新行財政改革の基本的な考え方	38
	新行財政改革計画の概要	39

第 1 基本的な考え方

1 これまでの行財政改革の取組経過

本市はこれまで、平成 2 年に策定した「大阪市総合計画21」に基づき、21世紀の新しい大阪の創造をめざしてまちづくりを積極的に推進しており、「大阪市総合計画21」を推進していくガイドラインとなるものを策定するとともに、これを支える行財政運営の円滑な推進が必要不可欠であるとの観点から、平成 8 年 3 月に「総合計画21推進のための中期指針」及び「大阪市行財政改革基本指針」を策定しました。

この「基本指針」では、これまでの取組を踏まえつつ新たな視点から行財政全般にわたって見つめ直すとともに、

- ・ 市民参加による開かれた市政の推進
- ・ 地方分権の趣旨を踏まえ地域に密着した行政サービスの提供を行うことができる行政システムの構築
- ・ 総合的・機能的に施策の展開を図ることのできる行財政システムの構築
- ・ 時代に即応した市民サービスの提供や市民福祉の増進を図るため限られた財源・人材を有効に活用した簡素で効率的な行財政運営

の基本方針のもとで行財政改革に取り組むこととし、この「基本指針」に基づき同年11月に、平成12年度までの以後 5 年間に取り組むべき具体的な目標を取りまとめた「21世紀に向けたまちづくりを進めるための行財政改革実施計画」を策定し、計画的に行財政改革を進めてきたところです。

その結果として、計画した項目については、ほとんどの項目において実施し、あるいは着手してきているなど、本市の行財政運営の全般にわたって着実に成果をあげてきたところです。しかしながら、一部未実施・未着手の項目もあり、引き続きその実施に向け努力していくとともに、「基本指針」に掲げた 4 つの基本方針の更なる達成をめざして、新たな取組を行っていく必要があります。

2 行政を取り巻く環境の変化

(1) 地方分権の進展

昨年 4 月に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）が施行され、機関委任事務制度の廃止をはじめとする地方分権の推進に不可欠な制度改革が図られました。

今回の改革は、地方自治体とりわけ大都市への権限移譲等が不十分であり、地方分権推進計画で明記されている地方税の充実確保について具体的措置がとられていないなど、多くの課題が残されていますが、この改革により、国と地方が従来の上下・主従の関係から対等・協力の関係となり、今後、地方自治体は、住民に身近な行政はできる限り住民に身近な地方自治体が実施するという地方分権推進の基本的な考え方に基づき、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向け、団体自治とともに住民自治を一層推進し、自主的・自立的な行財政運営を図っていくことが求められています。

本市においても、自己決定・自己責任の原則のもと、市民ニーズを的確に把握して、地域の実情に応じた総合的な施策を自ら企画し、市民とのパートナーシップにより実施することができる、地方分権の時代にふさわしい分権型の行政運営システムを構築していくとともに、大都市特有の行財政需要に対応した自主的・自立的な行財政運営を推進することができる基盤と能力を確立するため、国からの大幅な権限移譲等や国と地方との役割分担に応じた税源移譲などによる大都市制度・大都市税財政制度の拡充強化を図る必要があります。

(2) 社会の成熟化の進行等

我が国では社会の成熟化が確実に進行し、市民の意識は、経済的な豊かさとともに、人と人との触れ合いなど精神的な豊かさを味わうことのできる暮らしを重視する方向に変化してきており、こうした価値観の多様化に伴い、行政に対する市民のニーズは、ますます高度化・多様化してきています。

また、少子・高齢社会の到来に伴い、保健・医療・福祉や生涯学習などに関連するサービスを相互の緊密な連携のもとで提供するとともに、子育てや教育など児童育成に係る行政課題に対する総合的な施策を展開することができる、保健・医療・福祉・教育などの「安全ネット」のより一層の充実が求められています。

さらに、地球規模での環境問題が深刻化する中で、その具体的な対策が求められており、地球環境に配慮した循環型社会の形成に向けた総合的な取組が重要となってきました。

一方、幅広い分野でボランティア活動やNPO等による市民活動が活発化するなど、市民の間では、これまで以上に地域社会に関心を持ち、進んで公益的活動に参加していこうとする動きも見られ、地域福祉や防災、環境・リサイクル、コミュニティの育成といった、市民の参加と協力なしには推進することができない地域の課題に対する取組については、幅広い市民との連携・協働による柔軟でき

め細かな施策の展開が求められています。

(3) 高度情報化の進展

近年、情報通信技術（ＩＴ）が飛躍的に発展し、「ＩＴ革命」といわれるように高度情報通信社会への移行が急速に進んでいます。

とりわけ、インターネットの普及はめざましく、ビジネス・学術分野はもとより、市民生活においても非常に有用なメディアとして定着してきており、市政に対する市民の理解と信頼をより一層深めるためにも、個人情報の保護を図りつつ、行政と市民の双方向の情報交流の手段として、インターネットを積極的に活用していくことが求められています。

また、これからのソフト重視のまちづくりを進めるにあたっては、情報通信技術を活用し、市民の日常生活に沿った意見や要望といった情報を迅速かつ的確に入手して行政施策に積極的に反映させるとともに、各種の申請、届出等の手続においても市民の利便性の向上を図るなど、市民サービスをより一層充実させていく必要があります。

(4) 厳しい経済環境と財政の悪化

我が国の経済は、いわゆるバブル経済の崩壊後、低成長からマイナス成長に転じ、ここ数年は、政府主導による景気対策事業などの下支え効果により、緩やかな回復過程に入ったとされているものの、依然として大幅な景気回復は見込めない状況にあります。

こうした経済環境は国や地方自治体の財政にも大きな影響を及ぼしており、国及び地方の財政は、引き続き大幅な財源不足となり、また、平成13年度末には合わせて666兆円にも上ると見込まれる巨額の長期債務残高を抱えるなど、非常に厳しい状況となっています。

本市においても、平成11年度決算では税収入が3年連続して前年度を下回り、財源対策債などの特別な起債を発行せざるを得ず、財政の硬直度を示す経常収支比率も99%を超え過去最高となるなど、極めて深刻な財政状況となっています。今後、景気回復による税収の伸びが期待できない中、公債費等の義務的経費の増などが見込まれ、財政状況はより一層厳しくなると考えられます。

3 基本方針及び基本的視点

- (1) 以上のように、行政を取り巻く社会経済環境が大きく変化し、これに伴い行政に対する市民の意識やニーズも大きく変容してきており、旧来の国と地方の関係に基づくこれまでの行政運営システムでは、これらの変化に責任をもって対応していくことは困難となりつつあります。

とりわけ、地方分権の進展により国・地方を通じて行政は一大転換期を迎えており、地方自治体では、「国との関係」、「市民との関係」、「自治体内部の業務の進め方」のいずれをも大きく変革することが求められています。

すなわち、国と地方の関係が対等・協力のものと明確に位置付けられた今、これからの地方自治体は、市民の信託にこたえる地域社会づくりを、国に依存するのではなく、自らの創意工夫と責任のもとで自立して行っていくとともに、そのために必要となる権限や税源の移譲を国等に積極的に求めていく必要があります。

また、「地域社会」は本来その構成員である市民がその意思に基づき共同して運営していくべきものであり、ボランティア活動やNPO等による市民活動が活発化する中で、市政の主役である市民と協働して地域社会の課題に取り組んでいく、市民と行政の新たな関係を構築していくことが求められています。

一方、厳しい財政状況のもとで、市民に対する説明責任を果たしつつ、中長期をも見据え、社会経済環境の変化や市民ニーズに的確に対応して、各種施策の目的を着実に実現していくためには、施策の方向性と事業とのつながりを明らかにして、有効な事業は重点的に充実し、必要性や効果の低い事業は廃止・縮小するとともに、事業の実施にあたっても、施策の目的に即した効果的・効率的な実施を図っていく必要があります。

- (2) こうしたことから、本市は、市民の信託にこたえる個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現をめざして、「総合計画21推進のための新指針」を着実に推進するとともに、市民本位の質の高い行政サービスを迅速かつ的確に提供していくため、これまでの行財政改革の取組の経過を踏まえつつ、行財政運営全般について抜本的に見つめ直し、以下の基本方針及び視点に基づき、新たな行財政改革に積極的に取り組みます。

《基本方針》

市民と協働して自立的・総合的に都市施策を企画・実施する分権型 行政運営システムの構築

中長期を見据え、積極的なまちづくりの推進を支える安定した財政 及び機能的・効率的な行政運営の確立

《改革を進めるにあたっての視点》

1 市民本位の総合行政を推進するための積極的な企画立案

市民のために責任をもって大阪市としての「安全ネット」を充実するなど、これまで以上に、市民本位の総合的な施策を自ら積極的に企画立案します。

2 市民・利用者の視点に立った業務運営

既存の枠組みにとらわれず、市民・利用者の視点から業務のあり方や内容を決定していくとともに、その業務が最も有効に実施できるよう業務運営の仕組みを柔軟に改編していきます。

3 市民とのパートナーシップによる市政運営

市民の意思を最大限市政に反映させるとともに、市民との連携・協働による市政運営を進めることを基本とします。

4 職員の意欲に基づく自律的な行政運営の改善

職員の創意工夫や改善意欲が職務にいかされ、その能力が最大限市民のために発揮される仕組みを整備し、自律的な行政運営の改善を図ります。

5 限られた行政資源の効果的・効率的な活用

限られた人材、財源等を最大限有効に活用するという観点から、施策の目的に即した事業の効果的・効率的な実施と各種のノウハウや職員の能力等の積極的な活用を図ります。

第2 具体的な方策

市民と協働して自立的・総合的に都市施策を企画・実施する分権型行政運営システムの構築

1 市政への市民の参画と市民との協働の推進

多様化・高度化する市民ニーズに対応し、地域の実情に応じた柔軟な施策展開を図っていくためには、これまでの行政主導による施策展開ではなく、むしろ市民が自ら進んで地域の課題に取り組み、行政とともに力を出し合って解決していくことが一層求められる。

そのため、市民との信頼関係をより一層深め、良好なパートナーシップを確立することをめざして、透明で開かれた市政を推進し、市民の意見・要望を積極的に市政に反映させるとともに、各々の事業の企画及び運営にあたっても、市民と協働して進めていくための仕組みを構築する。

(1) 市民本位の透明で開かれた市政の推進

市政に対する市民の信頼を確保し、行政の説明責任を果たすとともに、市民の視点に立った市政を推進するため、情報通信技術の積極的な活用や市民に身近なところで行政サービスを担う職員を通じた市民とのコミュニケーションをより一層強化していくほか、個人情報保護を図りつつ、市政に関する情報を市民と共有できるよう積極的・効果的な情報提供を行うとともに、より能動的な市民の意見・要望の把握に努め、これを政策情報として活用していく。

ア 情報公開制度の充実

大阪市情報公開条例に基づき、公開対象、請求権者の範囲拡大を図るとともに、請求方法の多様化等により市民の利便性を向上させ、また、外郭団体等に関する情報の公開を推進するなど、情報公開制度の充実を図る。

制度の適正な運用を図るため、条例の解釈・運用の手引の作成、職員に対する研修等を行う。

イ 積極的な市政情報の提供及び市民ニーズの的確な把握と施策・事業への活用

(ア) 推進体制の整備と方針の策定

情報化の一層の推進に合わせ、市民への市政情報の効果的な提供、また

市民ニーズの積極的な把握と市政への的確な反映を図るため、情報提供推進体制を整備するとともに、行政・市民の双方向による情報交流という視点に立った、職員の自主的・積極的な取組を促すため、情報受発信の目的・意義、情報提供手段等の役割について明確化し、職員に周知徹底を図る。

(イ) インターネットを利用した情報提供の充実と市民ニーズの的確な把握

大阪市ホームページのもと、各局・各区のホームページを開設し、各局における事業の内容や審議会等の活動状況や答申内容、各種サービスの総合的な案内、各区における地域情報など、市政に関する各種情報を積極的に発信する。また、市民ニーズを迅速かつ的確に反映するため、市民からの意見、要望、提言等の聴取を積極的に行っていくほか、電子会議室の開設等についても検討を行う。

(ロ) 市政に関する資料の提供機能の充実

「事業評価システム」の導入による評価結果の公表

総務省マニュアルに基づくバランスシート（貸借対照表）などによる、市民にわかりやすい財政事情の公表

長期計画や重要な基本計画など、本市の施策に関わる情報をはじめ、外郭団体の事業報告書、財務諸表などの市民に提供する情報の充実を図り、これらの資料を本庁舎の行政資料センターに備え置くほか、このような情報提供を行う箇所を順次拡大していく。

市民に提供する有償刊行物を拡充するとともに、その概要についての情報を広く提供する。

各区役所の区民情報コーナーにおいて提供する情報の充実を図るなど、行政情報の提供機能を向上させる。

情報公開制度における既公開の情報について、申出があれば各局において条例に基づく請求を待つことなく情報提供できるようにする。

(ハ) 日常業務を通じた市民の意見・要望の把握と活用

日常的に市民と接する職場にあっては、そうした職場の特性をいかして市政情報のきめ細かな提供と市民の意見・要望の的確な把握を図り、全市的に活用していく。

このため区役所や事業所等においては、日常のサービス提供業務や企画調整事業などの市民との協働による事業の運営等を通じ、より一層市民とのコミュニケーションに努め、より能動的な市政情報の提供と市民の意見・要望の把握に努める。

(オ) 「市民の声」の全庁的な活用

「市民の声」のデータベース化により、市民からの意見・要望に対する多様できめ細かい分析を的確かつ迅速に行い、その情報を全市的に共有化することにより、「市民の声」のより一層の施策への反映を図るとともに、各局の窓口等での市民へのきめ細かな対応に努める。

(カ) 「市民の声」や職員の提案をもとにした行政運営の改善

「市民の声」をはじめとした市民の意見・要望や、職員からの制度改善に向けた意見・要望について検討し、現行の行政システムの問題点などの行政運営上の課題を整理し、改善を図る。

- ・ 「行政システム改善会議」の積極的活用による課題整理
- ・ 「総合計画・行財政改革推進本部」や「総合調整会議」等を通じた改善

ウ 審議会等の設置及び運営の適正化

「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、審議会等の設置と運営の適正化を推進する。

- ・ 設置、廃止、統合の基準に従った審議会等の整理合理化
- ・ 幅広い年齢層からの委員選任、女性登用の推進、兼務の改善
- ・ 市民代表としての委員については公募を基本的に行うなど審議会等への市民の意見反映の推進
- ・ 審議会等の公開の適正な運用
活動状況、答申等の積極的な情報提供（再掲）

エ パブリック・コメント制度の導入

市民生活に影響を与える制度の導入や計画の策定に際し、市政だよりや大阪市ホームページ等を通じて素案を公表の上、インターネットや郵便等により、一定の期間を設けて市民の意見を募集し、制度や計画に反映させていくこととし、そのための指針の策定を行う。

(2) 市民との良好なパートナーシップの確立と協働

本市の様々な施策分野における事業運営にあたっては、(1)により市民の意見・要望を積極的にいかし、市民との連携を図るとともに、地域における生活環境の整備や地域福祉の推進など、市民に身近な問題については、以下の視点から、市民の自主的・主体的な活動を推進するほか、協働により事業を実施し、また、市民活動の支援、相談、コーディネート等の役割を担うなど、適切な役割分担のもとでの参画・協働により対応していく。

このため、市民との良好なパートナーシップの確立と協働を全市的に推進するための組織体制を整備し、後記4の「分権推進プログラム」において各局の市民参画・協働に向けた具体的な取組内容を明らかにする。

また、「分権推進プログラム」に基づき全市的な取組を進めながら、市民活動の推進に関する条例の制定も含め、体系的な推進方策の検討を行う。

ア 市民参画・協働による事業展開

各施策分野ごとに、市民と行政が共通の課題に協力し合って取り組む事業の進め方について、今後の事業展開に即して検討を行い、以下に掲げる手法などの中から、事業目的や地域の実情、市民活動の状況等に即した手法を選択し実施する。

(ア) 市民の自主的・主体的な活動の推進

- ・ 市民活動に関する情報提供、相談、コーディネート
- ・ ボランティア、市民リーダー等の育成
- ・ 地域におけるネットワーク活動の展開
- ・ 活動拠点の確保

(イ) 市民公益活動団体と連携した事業実施

「市民公益活動推進指針」に基づき、自発的・公益的な市民活動団体との協働をめざす。

- ・ 協働のための諸団体とのネットワークの強化
- ・ 活動基盤づくりへの支援

(ウ) ワークショップ手法の活用や協議会・運営委員会等の活用による、市民と協働した事業実施

地域での市民参画・協働による事業を推進する際には、事業の企画段階など、より初動期から、ワークショップ手法（参加者が創意工夫をこらし、具体的な作業を通じて合意形成を図る手法）を活用し、また、協議会、運営委員会を設置するなど、市民との意見交換をもとに事業案の策定を行っていく。

また、こうした市民活動を支援するため、市民利用施設の開館時間等についても、市民のニーズに合わせて柔軟に対応できるよう適宜変更していく。

イ 市民・利用者の視点に立った市民利用施設の運営

市民利用施設の運営にあたっては、運営委員会を設置し、市民・利用者の参画を求めるほか、ホームページにより意見・要望を広く募るなど、市民・利用者の視点に立った運営のあり方について検討する。

ウ 市民との良好なパートナーシップ確立に向けた取組

市民と直接に接する第一線の職場におけるサービス提供業務について、より迅速で柔軟な市民対応に努めるなど、その充実を図るとともに、区役所を地域課題の総合的な相談窓口として機能充実する。

地域における公園整備、環境・リサイクル、緑化などの取組については、区役所と局・事業所との連携のもとで、市民参画・市民との協働による事業の展開を図ることとし、後記４の「分権推進プログラム」において、区役所と局・事業所との連携のもとで進める市民参画・協働の具体的な取組内容を明らかにした上で、取組を進める。

職員のボランティアや市民公益活動への理解を深めるなど、市民参画・協働型社会に向けて、職員研修の充実を図る。

2 行政運営システムの改革

(1) 企画立案・総合調整機能の向上と自主的な事務事業の改善の推進

市民の市政に関する意見・要望を市政に反映させ、地域の実情に即した新たな施策や事業を自主的かつ総合的に企画し実施するため、企画立案・総合調整機能の向上を図る。また、市民のニーズに応じて業務の内容や執行方法などについても柔軟に対応することとし、事務事業の点検を行いつつ、各職場からの自主的な改善を積極的に進める。

ア 各局の企画調整担当部門の機能強化と市全体の企画調整部門との連携強化

各局事業に関する企画調整を担当する部門の機能強化を行い、事業評価システムの積極的活用などにより、所管事業の企画・改善を推進する。

各局の企画調整担当部門と市全体の企画調整部門との連携を強化して、企画調整担当課長会議の開催等による全庁的なネットワークを形成し、相互の情報や意見の交換を密接に行うとともに、各局における新規・先駆的な施策・事業の企画立案を支援し、その円滑な実施を図るなど、市全体としての企画立案・総合調整機能の向上を図る。

本市重要事務事業の総合的な調整等を行うため設置している「総合調整会議」が都市施策を総合的に推進する戦略的機能を実質的に発揮できるようその役割、位置づけを見直すとともに、本市の政策形成や総合調整の中核部門となるようその体制整備に努める。

イ 事業評価システムの構築

平成12年度より次のような目的で段階的に実施している事業評価システムを平成14年度をめどに構築する。

- ・ 企画立案能力・政策形成能力の向上の観点から、事業の点検により得られた情報を、事業の進め方や企画立案にフィードバックする。
- ・ 自己点検・自己評価を行い、事業改善を通して適切な行政サービスの提供を行い、市民サービスの一層の向上を図る。
- ・ 職員参加のもと、行政の果たすべき役割を踏まえ、成果・効果を点検し、事業の効果的・効率的な実施や、事業対象・手段の改善、さらには、時代の変化に適応した事業の改善・見直しなどに取り組む。

-
- ・ 市民への評価結果の公表などを通じ、市民と行政の良好なパートナーシップを構築する。

事業評価システムを定着させていく中で、政策的・施策的評価を含む評価の全体システムについても検討を進める。

ウ 複数の部局にわたる施策・事業の実効ある推進

複数の部局にわたる行政課題について、施策の目的に即した総合的かつ機能的な事業展開を図ることができるよう、関係部局からの専任職員を基本として構成されるプロジェクト組織を設置するなど、実効ある体制づくりを行っていく。

エ 市政情報の共有化

市政の方針や各局・各区の有している所管事務事業に関する情報、各種統計データや調査結果、「市民の声」などの情報をデータベース化することにより、これらを各局・各区における施策や事業の企画立案に活用する。

オ 政策法務機能の強化

職員の政策法務能力の向上に向けた研修の充実

- ・ 「都市行政講座」等、職員研修における政策法務に関するカリキュラムの拡充と、法規問題研究会及び職員法制執務研究会との連携
施策等の基本となる条例等の制定についての検討

カ 職員提案制度の活性化

職員提案について、新たな施策や事務事業、行政運営の改善等に関する提案を積極的に働きかけるとともに、これらの提案で優秀かつ実現可能性の高いものについては、「行政システム改善会議」や「総合調整会議」の検討対象とするなど、提案内容の実現に向け積極的に取り組む。

職場の実態に即したより実現可能性の高いものや様々な観点からのより総合性をもったものとなるよう、課・係内部での検討を踏まえた職場単位での提案や自主的な研究グループによる提案を積極的に働きかける。

提案内容の全市的な活用を図るとともに、職員の提案意欲を向上させるため、実現した提案については、その内容を広く職員に周知する。

(2) 新たな区行政の展開

地方分権の時代にふさわしい地域の実情に応じた施策を展開するため、区役所は、地域の中で把握した市民ニーズを的確に施策に反映させるとともに、まちづくりや地域福祉等の総合的な相談窓口となるなど、これまで以上に市民に最も身近な第一線の総合的行政機関としての役割を果たすことが求められている。

そのため、次のとおり、区役所の各部門において、局・事業所等との緊密な連携のもと、市民ニーズをいかして、地域に密着したきめ細かな事業の展開や、各局が実施する事業の総合的調整、また利用者の立場に立った市民サービスの一層の向上など、その機能を充実強化する。

[企画調整部門]

区民ニーズの広汎・的確な把握と情報発信機能の強化を行うことにより、区民と区役所のより一層の意思疎通を図り、区民ニーズを踏まえた区行政・まちづくり支援を展開するとともに、各種施策・事務事業への反映を図る。

[市民の社会参加促進部門]

人権啓発の一層の推進を図るとともに、より豊かな市民生活形成に向けて、各種社会資本を有効活用した生涯学習のコーディネート、文化・スポーツ振興、ボランティア・NPO活動への支援等、市民の社会参加の促進を図る。

[福祉部門]

各種福祉施策の総合的な推進に努め、福祉と保健の連携を強化し、高齢者のいきがい・健康づくり等の総合的な展開など、各局・事業所等と連携し、より効果的な事務事業等の進捗を図る。

[事務処理部門]

税務事務、国民健康保険事務等各種事務のシステム効果をいかし、「市民に最も身近な区役所で行うべき業務」と「集約化を図るべき業務」との整理を行い、効率的な事務処理と迅速化、広域化を図るとともに、来庁者にわかりやすく便利な窓口とするなど、市民サービスの向上を図る。

区内行政に関する情報の積極的な提供と区民ニーズの的確な把握

- ・ 区版ホームページによる情報提供
- ・ 区の広報紙の内容の充実
- ・ インターネットを活用した区内行政に関する区民からの要望・相談・提案の受付及び回答
- ・ 「市民の声」、区民アンケート等による地域行政に関する区民ニーズの把握及び体系化

区民ニーズの施策等への反映のための仕組みづくり

- ・ 基礎的な各種統計データ等を体系化し、地域情報として提供するための地域データベースの整備及び各種施策等への積極的な活用
- ・ 区内の各種事業の事業計画等の的確な把握など企画段階から区役所が各局の事業について検証することができる仕組みづくり
- ・ 区役所が区内の各種事業について各局に対し改善要請することができる仕組みづくり
- ・ 区における裁量予算の拡大や予算管理のあり方の検討
- ・ 事業の効果的实施に向けた企画調整機能の付与など、区行政連絡調整会議及び同小会議の一層の活性化
- ・ 区内行政に関する要望・相談等に総合的に対応することができる仕組みづくり
- ・ 区民利用施設における各種事業の一元的な調整機能の確立と情報発信

区民参加・協働の推進

- ・ 環境、緑化など区民の自発的なまちづくり活動の支援
- ・ ボランティア、NPOなど区民の社会参加活動の支援
- ・ 子育てや障害者の地域支援ネットワークの構築、人権啓発の一層の推進、生涯学習の支援、文化・スポーツの振興など、市民参加型事業のより積極的な推進

窓口サービスの向上

- ・ 全課における昼休み窓口の拡充
- ・ 保健センター、区社会福祉協議会等と連携した総合的な保健福祉窓口機能の充実
- ・ 税務相談の充実
- ・ システム効果等をいかした窓口事務の統合、証明事務等の広域的拡充

情報化の一層の推進等による業務革新と区民サービスの向上

- ・ 総合福祉システムの開発による行政運営の高度化と区民サービスの向上
- ・ 各種施策・事業の円滑な推進を目的とした、住民基本台帳・外国人登録事務システムで保有するデータの積極的な活用

(3) 権限移譲等による事業所の機能充実

市民に身近な行政機関である事業所において市民ニーズに即応した行政サービスを提供し、市民サービス向上と事務事業の効率化・迅速化を図る観点から、さらに各局事業所へ財源・権限を移譲し、事業所の機能充実を図る。

(4) 情報化の一層の推進等による業務革新と市民サービスの向上

分権型行政運営システムの構築に向け、個人情報保護及びセキュリティの確保等安全性にも十分配慮しつつ、情報通信技術を積極的に活用する。

ア 大阪市情報化計画の推進

総合防災情報システム、職員情報システム、総合福祉システムなどの開発を推進し、行政運営の高度化と市民サービスの向上を図る。

システム整備に伴い、事務の質的・量的変化を伴うものについては、時代に即応した事務事業への転換を図る。

イ 高度な情報通信技術を活用した情報化の推進

日常的かつ広範な事務処理においてパソコンの整備・活用を積極的に進め、業務のより一層の効率化・迅速化を図っていく。あわせて、行政情報のデータベース化・ネットワーク化を進め、情報管理の高度化と情報の共有・活用による政策形成機能の向上を図る。

- ・ ワープロ専用機のパソコンへの転換等によるパソコンの整備、インターネット利用環境の充実
- ・ 市政の方針、各局・各区の事務事業に関する情報、各種統計、「市民の声」などの情報のデータベース化（再掲）、文書管理のシステム化
- ・ 必要な情報の検索・閲覧や情報交換が容易に行える庁内情報ネットワークの構築
- ・ 総合行政ネットワークへの接続

-
- ・ O A 利用ルールの確立、職員の情報活用力の向上

ホームページを通じて、市政情報の提供及び市民意見の聴取等市民との双方向の情報交流を推進するとともに、インターネット等を活用した利便性の高いサービスの提供を行うなど、市民サービスの一層の向上を図る。

- ・ 各局・各区ホームページの開設による大阪市ホームページの充実（積極的な情報提供と市民の意見・要望の受付、各種サービスの総合的な案内の実施、申請書様式の提供など）（再掲）
- ・ 国の動向を踏まえた、申請・届出等各種手続のオンライン化の検討
- ・ インターネットを活用したサービス実施に係るセキュリティ対策の充実、本人確認のための認証基盤の検討

(5) 行政手続の簡素化

標準処理期間の短縮化や、より利便性の高い方法による手続の促進などにより行政手続を簡素化し、市民サービスの向上を図る。

各種許認可等に要する期間の短縮化

郵送、ファクシミリ等による手続の促進

インターネットを利用した申請書様式等の提供及び各種手続のオンライン化の検討（再掲）

(6) 循環型社会の形成に向けた取組の推進

廃棄物の抑制や省エネルギー対策など、地球環境の保全を視野においた循環型社会の形成に向けて、市民・企業と連携した取組を進めるほか、行政の活動や事業の実施にあたって、環境配慮の取組を一層推進する。

庁内環境保全行動計画に基づく省エネルギー・省資源の取組

- ・ 省エネルギー活動による温室効果ガスの排出抑制
- ・ 廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）による資源の循環的利用の推進
- ・ 環境保全型製品の購入（グリーン購入）の推進

本庁舎環境マネジメントシステム（ISO14001）の充実と、本市の事務事業への拡大の検討

- ・ 本庁舎の取組をモデルに環境マネジメントシステムの拡大方策の検討
- ・ 主要施設への環境マネジメントシステムの導入

(7) 入札契約制度の改善

入札・契約事務の透明性の確保など、より一層公正な入札契約制度の実現に向けての様々な取組を推進する。

入札・契約事務の統一性、公正性を確保し、制度改善を強力に推進するため財政局・港湾局・交通局・水道局に分散している契約事務の一元化を図る。

予定価格の事前公表の拡大など、入札・契約に関する情報公開を推進する。

入札参加資格審査業務の厳格化を図るとともに、適正な施工の確保を徹底する。

損害賠償の予約あるいは違約金に関する契約条項を導入するなど、談合の防止を図る。

第三者機関を設置し、入札・契約の過程及び内容について審査し、是正の勧告や意見具申を行う。

電子入札など入札・契約事務の情報化を推進する。

外郭団体の入札・契約事務についても、適正化に努めるとともに、一元化の検討も進める。

(8) 職員の意識改革と能力の開発・活用

地方分権時代の市政運営においては、市民が主役であり、また、全職員が市民サービスの担い手であるという自覚のもと、意欲をもって職務を行うことができるよう、職員の意識改革を行うとともに、職員一人ひとりの能力が最大限に発揮され、市民の信託にこたえることができるよう、人材育成や活用の仕組みを充実する。

ア 職員の意識改革

(ア) 市政の方針等の一層の周知

職員の意識改革や自己啓発を促進するため、庁内情報紙や庁内情報ネットワーク等を活用して、市政の方針等の情報を職員に適時的確に周知し、市政情報のより一層の共有化を図る。

(イ) 研修の充実

地方分権時代を担う、市民感覚・人権感覚にあふれ意欲をもって職務に取り組む自治体職員の育成に向けて、研修の充実に努める。

具体的には、知識習得はもとより、より一層の意識改革や能力開発に向けた、次のような取組を推進する。

研修内容・手法の充実

- ・ 市民参画・協働型社会に向けての研修（再掲）
 - ・ 政策形成能力（問題発見解決能力、企画力、政策法務能力など）を高める研修
 - ・ リーダーシップ、マネジメント能力を高める研修
 - ・ 人権感覚を高める研修
 - ・ グループ討議・体験型など受講者が能動的に参加する研修
- 自己啓発意欲を高める方策の充実（研修情報の発信等）
職場研修と職場外研修の連携強化（職場研修の支援等）
研修環境の整備（新研修所の整備等）
効果的な研修内容・手法等の調査研究

(ウ) 各所属における意識改革の取組

管理職員について、市政の方針・目標を理解し、率先して自ら担当する職務にいかしていくための意識改革を重点的に行う。

- ・ 行財政改革の目的、取組等の理解と実践、政策立案能力とリーダーシップの一層の強化を目的とした職場研修など管理職員の研修の実施

各職場における日常不断の取組を通じた職員の意識改革を図り、日々の業務執行にいかしていくため、各所属の「総合計画・行財政改革推進支部」等を中心に、事業評価の仕組みを活用するなど、課・事業所単位で目標を掲げた取組を実施する。

- ・ 各職場ごとの業務内容・実態に応じた改善目標の設定
- ・ 各所属の推進支部等による、改善目標の達成状況の取りまとめと指導

(エ) 職員倫理の高揚

地方分権時代の市政運営においては、とりわけ市政への市民の理解と信頼を得ることが重要であることから、あらゆる機会を通じて公務員としての自覚と責任を促し、公正・公平な行政運営に努めるとともに、公務員モラルのより一層の向上を図る。

イ 人事制度の再構築

(ア) 能力・実績を重視した人事管理の推進

公務能率や職員の勤務意欲の向上等を図る観点から、職員の能力・実績をよりの確に反映した評価を行うことのできるシステムの整備について検

討するなど、より一層能力・実績や適性を重視した人事管理を推進する。

(イ) 職員の人事交流の活性化

職員の広範な知識・技術の習得と資質向上を図り、時代の変化に柔軟かつ的確に対応できる人材を育成するため、職員の人事交流の活性化を図る。そのため、区役所・事業所と局間の積極的な交流や技能労務職員の交流等に取り組んでいく。

(ウ) 職種・職域を越えた弾力的な人材活用

限られた人材を有効に活用するため、職員の専門的知識及び技能の伸長を図り、これまでの職種・職域の概念にとらわれず、職域の拡大、職務内容の転換、複数の職種の連携など弾力的な運用に努めるとともに、事務事業の内容に即応できる柔軟かつ弾力的な業務執行体制の整備を進める。

(エ) 高齢退職者の積極的な活用

本格的な高齢社会に対応し、高齢者の知識・経験を有効に活用するため、これまでの再雇用制度や新たに法制化された再任用制度を効果的に活用しながら、高齢退職者を積極的に活用できるよう検討する。

ウ 職員の安全衛生・健康管理の充実

職員の安全と健康を確保し、公務災害の予防を図るため安全衛生管理体制の整備を図る。

職員の「心」と「体」の健康を保持増進させるため、健康教育、健康診断、保健指導、健康相談等の事業について、健康管理担当部署が互いに連携するとともに、所属安全衛生委員会・産業医活動の活性化を図り、組織的・効果的な健康管理事業を推進する。

職員個々の状態に応じたきめ細かな健康管理を行うため、健康管理情報を一元化し、健康管理に関するシステムの開発を含めた体制整備を図る。

3 大都市制度・大都市税財政制度の確立

(1) 大都市制度の確立に向けた取組

機関委任事務制度の廃止等今回の地方分権改革の成果を踏まえ、本市が、自己決定・自己責任という地方分権推進の基本的な考え方に基づき、地域の実情に即した行政を自主的かつ総合的に実施することができるよう、大都市制度の確立に向けた取組を推進する。

機関委任事務制度の廃止に伴う新たな事務区分のもと、基礎的自治体であるとともに、人口、経済活動が高度に集積する大都市である本市が、市民の視点に立った総合的な施策を推進するために必要となる権限の移譲や関与等の見直しの項目について、全庁的な検討組織である「大都市制度検討会議」による調査等の結果に基づき体系的な整理を図り、他の指定都市とも連携しながら、国等関係機関への働きかけを行っていく。

前記の権限移譲や関与等の見直しの項目を踏まえ、広域的な課題や大都市特有の行政需要にも的確に対応することができる、地方分権の時代にふさわしい大都市制度について、学識経験者の参画も得て、調査研究を進める。

(2) 大都市税財政制度の確立に向けた取組

本格的な地方分権の時代を迎え、本市が高度化・多様化する市民ニーズや人口、経済活動の集積による大都市特有の財政需要に対応し、自主的・自立的な行財政運営を進めることができるよう、大都市税財政制度の確立に向けた取組を推進する。

今回の地方分権改革の残された大きな課題である地方税財源の拡充に向けて、国と地方との役割分担に応じた税源移譲の実施、とりわけ、法人所得課税及び消費・流通課税の配分是正による都市税源の充実、国庫補助負担金の整理合理化等について、他の指定都市とも連携しながら、国等関係機関への働きかけを行っていく。

地方分権の時代にふさわしい、大都市税財政制度の確立に向けて、国から地方への税源移譲、課税自主権の活用方策等について、学識経験者の参画も得て、調査研究を進める。

(3) 市民への啓発活動

大都市が市民本位の自主的・総合的な行政を進める上での大都市制度・大都市税財政制度の確立の必要性について、市民の理解と協力を得るため、シンポジウムの開催、リーフレットの発行・配布等の取組を進めていく。

4 「分権推進プログラム」の策定

前記１～３として示した事項の中で、地方分権の趣旨を踏まえて計画策定後さらに具体化を図っていくべきものについては、各所属の「総合計画・行財政改革推進支部」等や「大都市制度検討会議」での検討も踏まえて取りまとめ、平成13年度中に「分権推進プログラム」として策定する。

(主な内容)

(1) 市民参画・協働による事業展開を図る項目

「市民との良好なパートナーシップの確立と協働」の視点から、施策の方向性を踏まえた各局における事業の進め方について検討し、市民による自主的・主体的な活動を一層推進する方向で現在の取組をさらに発展させるとともに、市民参画・協働による新たな事業展開を図るための、具体的な取組項目を掲げる。

(2) 各局事業所への権限移譲の方向性及び項目

市民サービスの向上と事務事業の効率化・迅速化を図る観点から、今後行っていく各局事業所への権限移譲について、その方向性・項目を掲げる。

(3) 国等に働きかけを行っていく権限移譲や関与等の見直しの項目

今回の地方分権改革を踏まえ、本市が地域の実情に即した市民本位の行政を自主的かつ総合的に推進していく上で、さらに必要となる権限や見直すべき関与等の項目を掲げる。

中長期を見据え、積極的なまちづくりの推進を支える安定した財政及び機能的・効率的な行政運営の確立

1 事務事業の再構築

本格的な地方分権時代を迎え、本市は、複雑・多様化する市民ニーズに積極的かつ的確に対応し、市民とのパートナーシップのもとで地域の実情に応じた施策を自主的かつ総合的に実施していくとともに、今後のまちづくりの基本方向を示した「総合計画21推進のための新指針」に掲げた施策を積極的に推進する必要がある。

今後、限られた税財源の中で中長期をも展望し、安定した財政基盤のもとで、市民ニーズに適合した施策を実施するとともに、良質な行政サービスを提供していくため、行政の果たすべき役割を踏まえて、より施策の目的に即した効果的な事務事業を実施する観点から、自主的・自律的に事務事業を総点検し、その選択を行いながら、スクラップ・アンド・ビルドを基本に、新たな事務事業の積極的な企画立案や既存事業の見直しを行い、より効果の高いものへ転換していく。

また、事務事業の実施にあたっては、市民の立場に立った質の高い行政サービスを最も効果的・効率的に実施することができるよう、市民との連携・協働を図ることや、本市がこれまで蓄積整備してきたノウハウ、システムといった行政資源や民間部門のノウハウ等の社会的資源を最大限有効に活用することにより、行政・市民・民間部門の各々の特性をいかした事務事業の運営を図るなど、その実施方法を大胆かつ柔軟に変更していく。

(1) 施策の目的に即した効果的な事務事業の選択と実施

「総合計画21推進のための新指針」に基づく事業をはじめ様々な行政課題にこたえる事務事業を、施策の目的に即して効果的に推進するという観点から、事業評価システム等を活用して事務事業の成果・効果を点検し、積極的に新たな事務事業を企画立案して実施する。

このため、社会経済環境の変化などにより必要性や効果の乏しくなっている事務事業については、廃止・縮小を図るとともに、類似・重複している事務事業についても、上記の観点から、その目的や内容を精査して統合等を図る。

(2) 行政・市民・民間部門の各々の特性をいかした事業運営

行政は、市民ニーズを的確に把握して、政策・施策を企画立案し、地域に密着してきめ細かく事業を実施する責任を全うするなど、民間部門が果たすことができない役割を担っている。

こうした役割をこれまで以上に積極的に果たすため、行政資源を最大限活用した質の高いサービスを提供するという観点から事務事業の執行方法を改善する。また、施策の目的に即した事務事業の効果的な実施という観点から、市民との連携・協働により事業を実施するとともに、外郭団体を含めた民間部門を活用するなど、行政・市民・民間部門の各々の特性をいかした、柔軟できめ細かな事業運営を行う。

大阪市情報化計画に基づくシステム化を活用した市民サービスの向上と事務の高度化・効率化

市民サービスの向上と事務事業の高度化・効率化を図るための事務の再編成

高齢退職者等の知識、経験等を活用した事務事業の効果的・効率的な実施

分権時代にふさわしい市民との連携・協働による事業の実施

外郭団体等の活用による公共施設等の柔軟な管理運営など、市民ニーズを積極的に反映したきめ細かで効率的な事業実施を図る観点からの民間部門の活用

民間部門の資金・経営能力等の活用により効果的・効率的な実施が図られる公共施設整備事業等についてのPFIの導入の検討

(3) 以上のほか、社会経済環境の変化や新たな施策の展開などに対応して事務事業の再構築を行う。また、これまでの取組についても、引き続き推進する。

2 組織機構の再編整備

(1) 組織機構の再編整備の推進

時代の流れが「地方分権」へと向かう中、21世紀は都市と都市とが直接その個性と魅力を競い合う時代となり、大阪市がさらなる発展を遂げるには、分権時代にふさわしい行政運営システムの確立を図り、ますます多様化する市民ニーズに対し、的確かつ迅速に質の高い行政サービスを提供し、市民の期待にこたえていかなければならない。そのため、市民が真の豊かさを実感できる多様な魅力を備えた大阪のまちづくりの実現をめざし、現在の局の枠組みにとらわれることなく大胆な組織の再編を行い、新しい時代、新しい事務事業に効率的、弾力的に対応し得る組織機構の整備を行う。また、新たな組織の設置にあたっては、スクラップ・アンド・ビルドを原則としながら、目的を達成した組織や必要性・緊急性の薄れた組織について見直しを図り、市民ニーズと行政需要に適合した事務事業執行体制へと改編する取組を推進していくこととする。

ア 局等の再編整備については、

- (ア) 平成13年度から取り組むべき「総合計画21推進のための新指針」など本市主要政策、施策の総合的かつ着実な推進
 - (イ) 新たな行政需要に積極的かつ効果的に対応し得る総合的な施策推進体制の確立
 - (ウ) 市民ニーズの多様化や変化等に的確かつ機動的に対応し得るような簡素で効率的な執行体制の確立
- の3項目を基本とし、次の項目について早急に取り組んでいく。

スポーツ・レクリエーション、文化観光施策推進組織の再編整備

花と緑あふれる良好な都市環境を創出するとともに、これを活用したスポーツ・レクリエーション施策及び魅力ある文化観光施策等を総合的に推進し、スポーツパラダイス大阪、文化の香り高い国際集客都市大阪の実現をめざすため、スポーツ・レクリエーション、文化観光施策推進組織の再編整備を行う。

福祉、保健、医療担当組織の再編整備

市民の健康、福祉に係る組織的連携強化を図り、高齢者、障害者施策等

の総合性を高め、市民の安全ネット推進体制を確保し、福祉、保健、医療分野における市民ニーズにきめ細かく対応するため、福祉、保健、医療担当組織の再編整備を行う。

都市環境施策推進組織の整備

大気、土壌汚染等の環境規制部門と水質環境規制部門を一元化し、浸水対策等の都市環境保全創造部門と合わせて総合的な都市環境部門の構築を図り、もって国際集客都市にふさわしい環境に配慮したまちづくりを推進するため、総合的な都市環境施策推進組織を整備する。

大阪経済活性化推進組織の充実強化

中小企業経営支援等の中小企業振興施策を積極的に実施するとともに、次代を担う企業・産業の創造基盤を充実することにより、大阪経済の一層の活性化を図るため、大阪経済活性化推進組織を充実強化する。

市街地整備事業推進組織の整備

一体的な市街地整備を効率的かつ円滑に推進し、魅力ある市街地形成を促進するため、市街地再開発部門及び区画整理事業部門等を再編して、市街地整備事業推進組織を整備する。

住宅施策推進組織の整備

多様で良質かつ安全な住宅の供給を促進し、21世紀の豊かな市民生活の基盤の形成に資するため、建築指導行政を含めた総合的な住宅施策推進組織を整備する。

行政委員会事務局組織の再編

専門性と中立性を保持しながら、新たな行政活動の展開に対応した行政委員会の運営を図るため、行政委員会事務局組織を再編する。

イ 局等の内部組織についても、行政運営システムの改革、事務事業の再構築等に伴い、次に掲げるほか、新たな市民ニーズに対応するため、組織の再編整備及び既存組織の見直しを積極的に行う。

新たな区行政の展開にふさわしい区役所組織の整備

適正な入札契約事務確立のための組織の整備
大阪市情報化計画に基づく情報システム化による事務の高度化・効率化に伴う組織の整備
より迅速で柔軟な市民対応に努めるための事業所組織の整備
市民サービスの向上及び効率的な管理運営を図るための公共施設等の委託化に伴う組織の見直し

(2) **組織・管理職ポストの計画的見直し**

本市財政状況の厳しい中、外郭団体等への出向の精査、民間部門の活用を行うなど簡素で効果的な組織機構の整備に努め、必要性、緊急性の薄れた組織・管理職ポストについての見直しを行うなど計画的な組織数・管理職ポスト数の抑制を図っていく。

(3) **権限と責任の明確化と弾力的な組織運営**

主幹制度を見直して業務内容と責任の所在を明確にするとともに、現行の主査制度についても検討を加え、市民にわかりやすい組織づくりと多様な行政需要に臨機応変かつ迅速に対応できる弾力的な組織運営を図っていく。

3 健全な財政運営

本市の財政状況は、税収動向が厳しい中、公債費、福祉費などの義務的経費が増嵩し、平成11年度には経常収支比率が99%を超え過去最高となるなど、財政の硬直化が進行している。

本格的な地方分権時代を迎え、こうした厳しい財政状況のもとで、自らの力で21世紀にふさわしい新しい大阪のまちづくりを積極的に推進していくためには、中長期を見据えた安定した財政運営を行っていくことが不可欠である。

そのため、社会経済環境の変化などにより必要性や効果の乏しくなっている事務事業の廃止・縮小や類似・重複している事務事業の統合等、外郭団体の活用と見直し、定員及び給与のあり方などについて検討を進め、当面、経常的な収入で経常的な支出を賄うことができる財政運営に努めていく。また、こうした取組に加えて、平成12年度に庁内に設置した「税財政企画調査プロジェクトチーム」について、今後、学識経験者の参画も得ながら組織の強化を図り、早急に財政硬直化の要因を分析し、歳入面では自主財源確保の方策等について、歳出面では経常的経費である人件費、公債費などの抑制策や福祉費の効果的な執行等のあり方について、新たな発想で調査研究を進め、財政構造の弾力性を確保するための諸方策を検討していく。

(1) 歳入面での取組

ア 大都市の実態に即応した税財政制度の確立に向けて、税制の改正や国庫補助負担金の整理合理化などについて、他の指定都市とも連携しながら、国等関係機関への働きかけを行うとともに、国から地方への税源移譲、課税自主権の活用方策等について調査研究を進める。

(ア) 税制の改正

国・地方間の租税配分が概ね2：1であるのに対して、実質配分では1：2と逆転している実態にかんがみ、配分是正の具体案を提示しながら、国と地方との役割分担に応じた地方税源の充実確保を要望する。

大都市特有の財政需要に対応するため、法人所得課税及び消費・流通課税の配分是正等、都市税源の充実を要望する。

道路目的財源の拡充及び大都市特例事務に係る需要についての税制上の特例措置を要望する。

地方税源の充実確保のため、国から地方への税源移譲、課税自主権の活用方策等について学識経験者の参画も得て、調査研究を進める。

(イ) 国庫補助負担金の整理合理化

国・地方間の機能分担と税財源配分のあり方等を総合的に検討し、これに伴う所要財源は、地方税を基本として十分な措置を講じるなど、地方財政の充実強化の観点に立って、整理合理化を要望する。

国庫補助負担金に係る補助基準については、実態に即して適正化を図り、超過負担の完全解消を図るよう要望する。

イ 使用料・手数料の適正化

使用料・手数料については、受益者からの適正な負担を求め、住民負担の公平性と自主財源の確保を図る観点から、その適正化を図るとともに、滞納者に対する督促を強化する。

ウ 市税・国民健康保険料などの収納率の向上

(ア) 市税

税務事務システムの効果をいかし、収納管理から滞納整理まで一貫した事務処理を行うとともに、現在、各区において対応している高額化・難件化した滞納事案を財政局で集中処理することにより、効率的な収納体制を確立し、市税収納率の向上を図る。

なお、収納率については、前年度実績を上回ることを目標とし、その実現に向けて積極的な取組を進める。

また、税に関する啓発、口座振替納付の推進など、従来の取組の強化を図る。

(イ) 国民健康保険料

昼間不在世帯の増加に伴い収納環境が悪化している現状に着目し、休日・夜間の電話督促を中心とした新たな徴収体制の整備を図るため設置した「保険料業務センター」と区役所との連携を密にし、より効果的な収納対策の強化と収納率の向上を図る。

なお、収納率については、前年度実績を上回ることを目標とし、被保険者に対して制度の説明を行い、理解を求めながら、その実現に向けて積極的な取組を進める。

(2) 歳出面での取組

ア 予算編成手法の改善

施策の優先順位の厳しい選択を行い、スクラップ・アンド・ビルドの方針の徹底を図るために、引き続き、要求基準（シーリング）を活用し、サンセット方式を積極的に導入する。また、事業評価システムなど新たな手法の活用を図る。

イ 一般管理運営費の節減

光熱水費、消耗品費、印刷製本費、食糧費、旅費等の一般管理運営費の節減を図る。

ウ 補助金等の見直し

補助金や扶助費については、その支出目的、支出効果の観点から、全般にわたる検討を加え、社会経済情勢に合わなくなったもの、効果の乏しくなったものなどについて廃止・縮小・統合に努める。

エ 施設維持管理費の節減等

施設の維持管理については、民間活力の導入を図るなど、経費の節減に努めるとともに、市民ニーズに合った管理運営を行い、施設利用率の向上に努める。

オ 公共工事コストの縮減

平成9年10月に策定した「公共工事コストの縮減に関する行動計画」に基づく取組の検証を行うとともに、政府の「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」の内容を検討し、これらの結果を反映させた新たな行動計画を策定し、これに基づく取組を積極的に推進する。

(3) 特別会計の財政運営

本市の特別会計については、一般会計からの繰出金が年々増加しているなど厳しい財政環境にあることにかんがみ、それぞれ会計ごとに、その目的や性格を踏まえて事業運営方法の改善や適正な受益者負担を図るなど経営収支の改善を図るとともに、抜本的な制度改革が必要なものについては、引き続き国等へ要望していく。

特に、公営企業については、市民サービスの向上に努めるとともに厳しい経営

環境を踏まえ、適正な受益者負担と不断の経営の効率化等を進め経営基盤の確立を図る。

ア 交通事業の効率的な運営

将来にわたって市民・利用者に、安全かつ便利で快適な輸送サービスを安定的に提供していくためには経営基盤の強化が不可欠であるため、バス・地下鉄両事業とも「経営健全化計画」（バス：平成5年度～平成11年度、地下鉄：平成7年度～平成11年度）・「新規効率化計画」（平成10年度～平成13年度）を策定し、その主要な施策のひとつである「業務の効率化」において数値目標を設けた年次計画を策定し、着実な実施に取り組んできたところである。

今後の経営状況は、乗車人員の減少傾向や規制緩和などにより、今までに無い厳しい状況になると予想される。

このため、平成13年度を最終年度とする「新規効率化計画」に基づく取組を着実に実施していくとともに、さらに「公営交通事業改革調査委員会」の取りまとめをもとに抜本的な経営改善方策を策定し、計画的な定員管理に取り組むなど、交通事業のより効率的な運営に努めていく。

イ 水道事業の効率的な運営

水道事業の効率的運営を図る観点から、事務事業の推進にあたっては、その必要性・有効性を一層精査し、限られた財源の効果的な配分と、外郭団体の効果的活用等による、効率的な執行を図るとともに、公共助成の確保や資産の有効活用による事業外収入の確保を進める。

また、水道事業の経営改善の重要な柱として、現在取り組んでいる職員数の見直しを着実に実施し目標を達成する。

今後は営業所・工事事務所の工事関係業務、浄水場維持管理業務をはじめ、業務全般にわたり積極的に見直しを行い、計画的な定員管理に取り組むなど、公営企業として健全経営に努めていく。

(4) 市有財産の有効活用

ア 未利用地の有効活用

市民の貴重な資産である未利用の市有地（以下「未利用地」という。）については、長期的視点に立って計画的に活用策を検討することが必要であり、公用・公共用優先を原則としつつ、土地利用の促進やまちづくり等の観

点から広く一般に処分することも視野に入れながら、引き続き、活用方針の策定を図っていく。

活用方針を策定した未利用地については、早期の事業化や処分等に向けて、その進捗状況について検証し、土地利用の促進に努める。

未利用地の利活用や処分の手法については、平成11年度から導入している「定期借地制度」のほか、「不動産証券化による売却処分」などの新たな手法について、引き続き、多方面から検討を行う。

イ 財産の効果的活用・高度利用

施設の供用廃止等により発生した未利用建物で転活用が可能なものについては、費用対効果を見極めながら、その機能の転換・更新等を図り、転活用を促進する。

本市において活用の見込みのない未利用建物については、「定期借家制度」を活用するなど、民間利用の促進についても検討する。

新築や建替を計画している各種施設については、従来から「財産運用委員会高度利用推進部会」の審議・調整を得て施設の複合化を推進しているが、今後もより一層、施設の効果的な集約化による複合化を進め、市有財産の有効・高度利用を推進する。

4 外郭団体の活用と見直し

本市との密接な連携のもとに本市施策を効果的・効率的に実施し、必要なサービスを柔軟に提供することなどを通じて市民サービスの向上を図る観点から、外郭団体の積極的な活用と活性化を図るとともに、その運営に関する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすよう努める。

また、外郭団体における経費削減をはじめ、効率的かつ活力ある団体の経営に向けて指導するとともに、経営状況の厳しい外郭団体の経営改善の促進に全力を注ぐ。

さらに、本市の施策における個々の外郭団体の位置付けを検証し、実効を伴った見直しを推進するとともに、外郭団体に対する本市の関与のあり方を検討する。

(1) 情報の提供・公開の推進

外郭団体の運営に関する説明責任を果たしていくために、情報公開を一層推進する。

ア 外郭団体に関する情報の提供

外郭団体の情報を本市が積極的に収集し、公開していくよう努める。

イ 外郭団体が保有する情報の公開

本市と特に密接な関連のある外郭団体については、法人の設立目的、独立性等を損なわない範囲で、団体自らが要綱を定め、団体が有する情報の公開に努めるよう指導する。

(2) 経営改善の促進

累積欠損金を抱える等、経営状況の厳しい団体の経営改善に全力をあげて取り組む。

団体が経費削減をはじめとする一層の経営努力を進めるよう指導するとともに、他の株主や金融機関に対して経営改善への協力を要請する。

多額の累積欠損を抱えるなど、特に厳しい経営状況にある外郭団体については、経営改善に全力で取り組むとともに、回復の見込みが立たない場合は、その団体が担う公益的役割を勘案しつつ、抜本的な見直しを検討する。

(3) 効率的な外郭団体の運営

外郭団体の一層効率的な運営に向けて、マニュアルに基づく経営評価、経費削減の一層の推進とともに、人事管理、給与等に関する指導を進める。特に、本市職員の出向については、個々の必要性を精査し、そのあり方を検討する。さらに、外郭団体全体としての資金運用の効率化を図る観点から、グループ・ファイナンス（外郭団体全体での資金運用の調整）を推進する。

また、行政と外郭団体の関わり方について、外郭団体の設立形態（公益法人、株式会社の別など）を踏まえ検討していく。

ア 公益法人等

外郭団体のうち本市からの委託料、補助金等が収入の多くを占める公益法人を中心に、経費削減等を一層進めていくよう指導する。また、出向のあり方や採用について点検するなど、職員の適正配置を進めるとともに、退職・給与制度の適正化及び人件費の適正な管理執行を指導する。

イ 株式会社

民間のノウハウの活用、企業家精神の発揮を促進するために、経営責任を一層明確化し自律的な経営をめざすよう、指導する。また、人事、給与等において、経営努力に対するインセンティブ（動機付け）の導入を検討する。

(4) 外郭団体の活性化

人材の育成や団体間の連携の促進を通じて、外郭団体の一層の活性化を進める。

ア 人材の育成

職員の能力の向上や経営意識の醸成を図るために、研修を充実させるとともに、固有職員の育成に努める。

イ 団体間の連携の促進

外郭団体間の連携を図り、情報交換や共同研修など団体間の横断的な組織の活動を促進する。

(5) 外郭団体の見直し

社会経済状況の変化を踏まえ、個々の外郭団体を再度検証し、見直しの基本方針のもとに実効性のある統廃合を推進する。実施にあたっては、本市の組織の再編も踏まえつつ、平成13年度に具体的な見直し項目を決定し、その推進を図る。

[見直しの基本方針]

- ・ 設立時の目的を達成したもの、存立意義の薄れたものは廃止する。
- ・ 本市が資本関与して公益性を確保する必要性が薄れた団体は、出資金を引き揚げる。
- ・ 事業目的・機能が類似している団体や小規模で事業発展性のない団体で、統合によって経営の効率化、安定化が見込まれる団体は積極的に統合を進める。

ア 外郭団体の検証

社会経済状況の変化を踏まえ、個々の外郭団体を再度検証し、存立意義の薄れた団体の廃止を進めるとともに、必要な団体についてはより効果的な活用を検討し、積極的に活用していく。

イ 統廃合の推進

アの検証の結果を踏まえ、平成13年度には数値目標を設定し、外郭団体の統廃合を積極的に推進し、その効果を検証していく。

平成9年2月に策定した「外郭団体の活用と見直しにかかる実施計画」のうち未実施となっている見直し項目について、引き続き取り組む。

5 定員及び給与のあり方

(1) 計画的な定員管理の取組

税収入の大幅な改善が期待できない状況の中で、今後とも新たな行政需要に柔軟かつ的確に対応していくためには財政の健全化を図る必要があり、人件費をはじめとした経常的経費を削減することは必須の課題である。

そのため、必要性や効果の乏しくなった事務事業の廃止・縮小、民間部門の積極的な活用、事務事業執行方法の高度化・効率化、さらには高齢退職者等の活用など様々な観点から本市事務事業を見つめ直し、新たな事務事業に対応する職員の再配置を見込んだ上で、計画的な定員管理に取り組んでいく。

(2) 給与の適正化

職員の給与については、人事委員会勧告制度を十分踏まえつつ、国及び他都市との均衡を図り、社会経済情勢の変化や行財政改革の進捗に伴う業務実態の変容等をとらまえ、引き続き各々の手当の趣旨に沿ったあり方を検討し、適切な措置を講じるとともに、併せて給与制度全般についてより一層精査し、総人件費の抑制に努める。

なお、職員の勤務意欲の向上と組織の活性化を図る観点から、人事院や本市人事委員会において現在調査研究・検討がなされている、職務や能力・実績をさらに重視した給与体系の整備について取り組んでいく。

第3 推進にあたって

1 期間

この計画に基づく取組の期間は、平成13年度から平成17年度までの5年間とし、その早期の実現に向けて積極的に取り組む。

2 推進体制

この計画に基づく行財政改革を、「総合計画21推進のための新指針」と一体的かつ着実に、全庁一丸となって推進するため、市長を本部長とする「総合計画・行財政改革推進本部」において、計画的かつ効果的な進行管理を行う。

また、改革の実効性ある推進を図るため、各所属の「総合計画・行財政改革推進支部」等において、主体的かつ積極的な取組を行う。

3 推進状況の公表等

この計画に基づく取組については、毎年度、当該年度における取組内容や前年度の実績を市民に公表し、その意見、提案等を求めるとともに、市民の代表者等で構成する「総合計画・行財政改革推進委員会」に報告し、その意見、助言等を受けながら、これらの意見等をその後の取組や将来の行財政運営に反映していく。

4 数値目標の設定

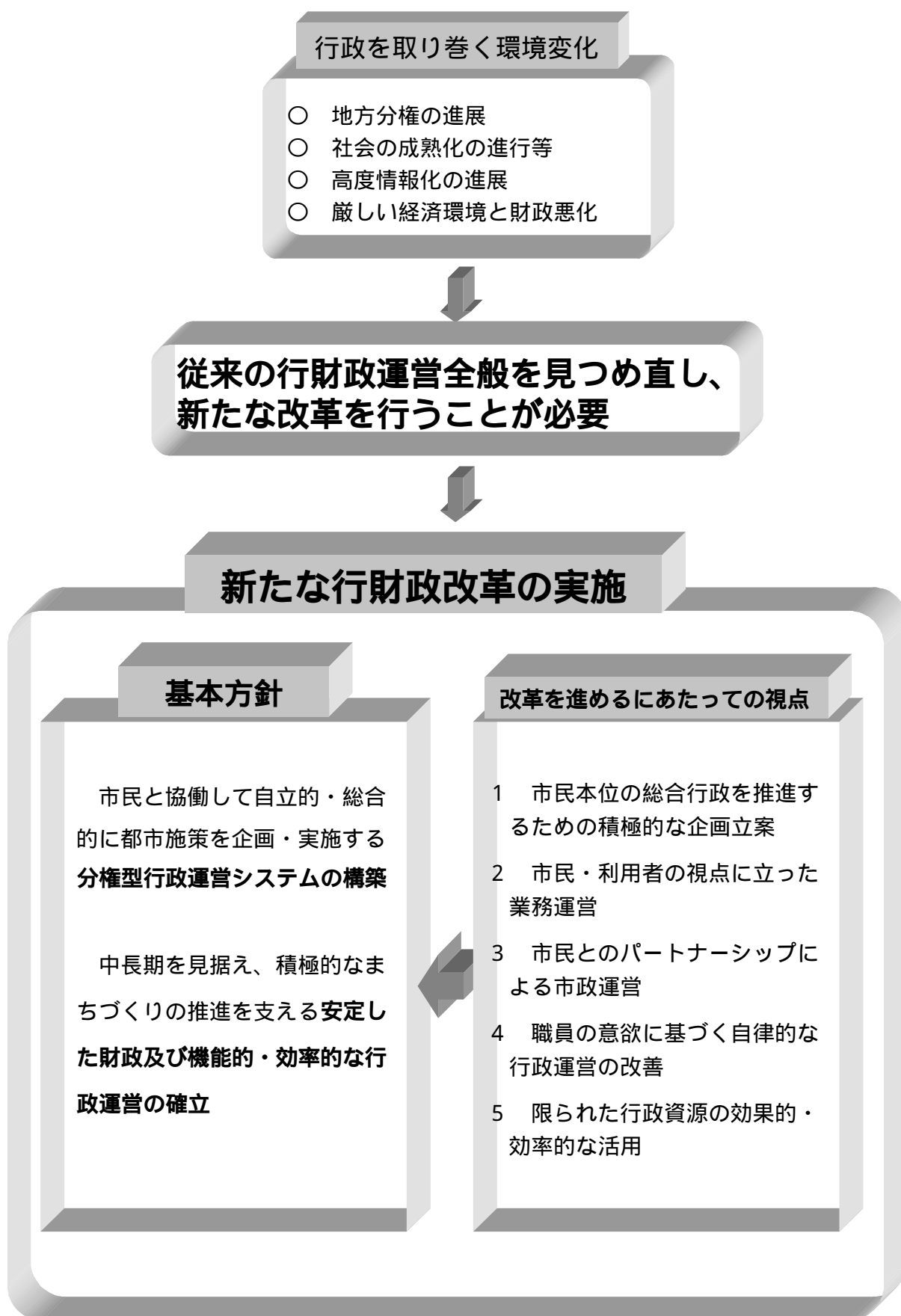
この計画に基づく取組項目のうち、「組織機構の再編整備」及び「定員のあり方」については、現下の厳しい財政状況にかんがみ、一定数の削減に向け、計画的に推進するため、下記の目標を設定し、その実現をめざして全市をあげて取り組んでいくこととする。

- 組織・管理職ポスト数
 - ・ 計画期間中に、課相当組織30課の見直し、及び課長級以上のポスト（出向等を含む）90の削減を行う。
- 職員数
 - ・ 市長部局等（消防局及び行政委員会を含む）においては、計画期間中に職員数（出向等職員を含む）の5%、2,000人以上の削減を行う。
（平成12年10月1日現在職員数 40,092人）

-
- ・ 水道局においては、計画期間中に職員数（出向等職員を含む）の５％、120人以上の削減を行う。（平成12年10月１日現在職員数 2,493人）
 - ・ 交通局においては、現在、平成13年度を最終年度とする「新規効率化計画」の実施に取り組んでいるところであるが、引き続き新たな経営改善のための計画を策定し、その中で職員数の削減も含めた数値目標の設定を行う。

(参考)

新行財政改革の基本的な考え方



新行財政改革計画の概要

分権型行政運営システムの構築

1 市政への市民の参画と市民との協働の推進

- (1) 市民本位の透明で開かれた市政の推進
 - ア 情報公開制度の充実
 - イ 積極的な市政情報の提供及び市民ニーズの的確な把握と施策・事業への活用
 - ウ 審議会等の設置及び運営の適正化
 - エ パブリック・コメント制度の導入
- (2) 市民との良好なパートナーシップの確立と協働
 - ア 市民参画・協働による事業展開
 - イ 市民・利用者の視点に立った市民利用施設の運営
 - ウ 市民との良好なパートナーシップ確立に向けた取組

2 行政運営システムの改革

- (1) 企画立案・総合調整機能の向上と自主的な事務事業の改善の推進
 - ア 各局の企画調整担当部門の機能強化と市全体の企画調整部門との連携強化
 - イ 事業評価システムの構築
 - ウ 複数の部局にわたる施策・事業の実効ある推進
 - エ 市政情報の共有化
 - オ 政策法務機能の強化
 - カ 職員提案制度の活性化
- (2) 新たな区行政の展開
- (3) 権限移譲等による事業所の機能充実
- (4) 情報化の一層の推進等による業務革新と市民サービスの向上
 - ア 大阪市情報化計画の推進
 - イ 高度な情報通信技術を活用した情報化の推進
- (5) 行政手続の簡素化
- (6) 循環型社会の形成に向けた取組の推進
- (7) 入札契約制度の改善
- (8) 職員の意識改革と能力の開発・活用
 - ア 職員の意識改革
 - イ 人事制度の再構築
 - ウ 職員の安全衛生・健康管理の充実

3 大都市制度・大都市税財政制度の確立

- (1) 大都市制度の確立に向けた取組
- (2) 大都市税財政制度の確立に向けた取組
- (3) 市民への啓発活動

4 「分権推進プログラム」の策定

- (1) 市民参画・協働による事業展開を図る項目
- (2) 各局事業所への権限移譲の方向性及び項目
- (3) 国等に働きかけを行っていく権限移譲や関与等の見直しの項目

安定した財政及び機能的・効率的な行政運営の確立

1 事務事業の再構築

- (1) 施策の目的に即した効果的な事務事業の選択と実施
- (2) 行政・市民・民間部門の各々の特性をいかした事業運営

2 組織機構の再編整備

- (1) 組織機構の再編整備の推進
- (2) 組織・管理職ポストの計画的見直し
- (3) 権限と責任の明確化と弾力的な組織運営

3 健全な財政運営

- (1) 歳入面での取組
 - ア 税制の改正・国庫補助負担金の整理合理化
 - イ 使用料・手数料の適正化
 - ウ 市税・国民健康保険料などの収納率の向上
- (2) 歳出面での取組
 - ア 予算編成手法の改善
 - イ 一般管理運営費の節減
 - ウ 補助金等の見直し
 - エ 施設維持管理費の節減等
 - オ 公共工事コストの縮減
- (3) 特別会計の財政運営
 - ア 交通事業の効率的な運営
 - イ 水道事業の効率的な運営
- (4) 市有財産の有効活用
 - ア 未利用地の有効活用
 - イ 財産の効果的活用・高度利用

4 外郭団体の活用と見直し

- (1) 情報の提供・公開の推進
 - ア 外郭団体に関する情報の提供
 - イ 外郭団体が保有する情報の公開
- (2) 経営改善の促進
- (3) 効率的な外郭団体の運営
- (4) 外郭団体の活性化
 - ア 人材の育成
 - イ 団体間の連携の促進
- (5) 外郭団体の見直し
 - ア 外郭団体の検証
 - イ 統廃合の推進

5 定員及び給与のあり方

- (1) 計画的な定員管理の取組
- (2) 給与の適正化

新 行 財 政 改 革 計 画

- 21世紀の地方分権の時代にふさわしい
行財政運営をめざして -

平成13年3月発行

担当 総務局行政部行政企画課

〒530-8201

大阪市北区中之島1- 3 -20

TEL (0 6) 6 2 0 8 - 7 4 5 3

FAX (0 6) 6 2 2 9 - 1 2 6 0

